

被災者生活支援情報

被災者支援情報ダイヤル（0120-013-572）

11月1日から、平成28年熊本地震に関する被災者支援制度のお問合せ先「被災者支援情報ダイヤル」（0120-013-572）の開設日時を以下のとおり変更いたします。

（変更前）

開設日：月～土曜日（祝日除く）
開設時間：午前9時～午後6時



（変更後）

開設日：月～**金曜日**（祝日除く）
開設時間：午前9時～午後6時

11月1日から、り災証明書（住家）窓口・ 総合相談窓口 の開設日を変更します。

●り災証明書（住家）窓口

●総合相談窓口

- ・災害弔慰金
- ・被災者生活再建支援金
- ・被災住宅の応急修理
- ・災害障害見舞金
- ・災害援護資金の貸付
- ・民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供（みなし仮設住宅）
- ・災害見舞金
- ・寝具その他生活必需品
- ・災害義援金

（変更前）

開設日：月～土曜日（祝日除く）
開設時間：午前9時～午後4時



（変更後）

開設日：月～**金曜日**（祝日除く）
開設時間：午前9時～午後4時

土曜日の開設は、10月末までです。

災害ボランティアの依頼受付を10月末で終了します。

10月末をもって、災害ボランティアの依頼受付を終了します。なお、災害ボランティアの派遣については、11月30日（水）を目処に、10月までの依頼内容が終了するまで行います。

- ・家の中の片付けなどのお手伝いが必要な方
 - ・仮設住宅への引越しの際にお手伝いが必要な要援護世帯、非課税世帯および地震による傷病者世帯の方
- は、お早めにご相談ください。

《お問合せ先》

●家の中の片付けなどのボランティア

電話：090-6653-1592・090-6653-1581 FAX：096-354-2122

●引越ボランティア

中央区：096-288-5081 東区：096-282-8379 西区：096-288-5817
南区：0964-28-7030 北区：096-272-1174

熊本地震 被災者支援制度関係 平成28年11月の窓口開設状況

(1) 総合相談窓口及び併設窓口

	市役所14階大ホール		東区・西区・南区・北区役所	
総合相談窓口 災害弔慰金、災害見舞金、災害義援金、被災者生活再建支援金、災害援護資金の貸付	月～金曜	9時～16時	月～金曜	9時～16時
被災者住宅の応急修理				
民間賃貸住宅借上げ（みなし応急仮設住宅）				
住宅融資相談	月～金曜	10時～16時	●東区役所：月・火曜 ●南区役所：木・金曜	10時～16時
法律相談（弁護士） ※要予約(Tel:234-7499)（平日8時半～17時）	火・木	9時～12時	※ 土曜・日曜・祝日は実施しておりません。	
法律相談（司法書士） ※予約不要	水・金曜	13時～16時	※ 土曜の窓口開設は、10月末をもって終了しました。	

(2) 主な支援制度窓口

	市役所		区役所			総合出張所
	14階大ホール	その他	お住まいの区		月～金曜	月～金曜
	月～金曜	月～金曜	お住まいの区	お住まいの区以外		
り災証明書（住家）の申請			●	●	●	●
り災証明書（住家）の発行			●	●	●	
総合相談窓口	●		●	●	●	
被災住宅の応急修理	●					
民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供	●					
市民税の減免			●	●	●	
固定資産税の減免			●	●	●	
国民健康保険料の減免			●	●	●	
国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除	免除証明書		●	●	●	
	還付手続		●	●	●	
後期高齢者医療保険料の減免			●	●	●	
後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の免除	免除証明書		●	●	●	
	還付手続		●	●	●	
国民年金保険料の免除			●	●	●	
介護保険料の減免			●	●	●	
介護保険サービス利用料の免除			● (郵送可)		●	
保育所等保育料の減免		● (保育幼稚園課)	●		●	
障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除		● (障がい保健福祉課)	●	●	●	

※ 土曜・日曜・祝日の窓口開設はございません。